

平成28年度より
拡充しました

住宅や店舗の **新築・増改築・リフォーム** に 郡上産の木材を使ってみませんか？

～郡上市産材住宅建設等支援奨励金をご活用ください～

【新築・増改築】



▲構造材（柱や梁等）に郡上市産材を使用

【リフォーム】



▲内装材（壁・床・天井）に郡上市産材を使用

1年後の事前告知

平成29年4月1日から、新規定住者の定義は「平成12年4月1日以降に郡上市民になられた人」から「申請日の属する年度から10年前の年度の4月1日以降に郡上市民になられた人」へ変更になります。

※奨励金を受けるには、市が定める一定の要件を満たしていることが必要です。

新築（購入）

■奨励金の額■

※新規定住者は住宅・店舗の新築に加えて住宅の購入も対象になりますが、既定住者は住宅・店舗を新築される場合に限りです。

【新規定住者（平成12年4月1日以降に郡上市民になられた人）】※

1年後の事前告知

①住宅を新築
または購入

+

②市内建築業者と契約
（新築木造の住宅）

+

③構造材の80%以上が
郡上市産材（新築のみ）

10万円

20万円

20万円

▲①～③の該当するものの合計額が奨励金の額です。例えば①、②、③全てを満たす場合は50万円となります。

【既定住者（上記以外の郡上市民）または市内に事業所等を有する個人・法人】

市内建築業者と契約
（新築木造の住宅・店舗）

かつ

構造材の80%以上が
郡上市産材

40万円

増改築・リフォーム

■奨励金の額■

【郡上市民または市内に事業所等を有する個人・法人】

①市内建築業者と契約し構造材に郡上市産材を使用した住宅や店舗の「増改築」

**郡上市産材 1立方メートル
あたり 2万円（上限20万円）**

②市内建築業者と契約し内装材に郡上市産材を10㎡以上使用した住宅や店舗の「リフォーム」

**郡上市産材 1平方メートル
あたり 2千円（上限20万円）**

▲新規定住者は、住宅を購入された場合は上記の奨励金に10万円が加算されます。

▲増改築において、構造材に加えて内装材に郡上市産材を使用される場合でも上限は20万円となります。

注）本制度を利用される人は、必ず購入する日、上棟する日、着工する日の2週間前までに申込書を提出してください。

問 農林水産部林務課 ☎ 67-2121 （申込書等は、下記の郡上市ホームページでもダウンロードできます）

<郡上市ホームページ → 各課からのお知らせ → 農林水産部林務課 → 「郡上市産材住宅建設等支援奨励金制度を拡充しました」>